

「廃棄物保管場所等設置届」 の提出時期及び作成要領

令和6年12月
豊島区

目次

【1】廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領	1
1. 設置届の提出時期	1
2. 届出の対象となる建築物（ただし、豊島区内に限る）	1
3. 設置届提出の際の必要書類	2
4. 提出書類作成の手順	2
別表1 施設用途別廃棄物排出基準	7
別表2 部屋面積別人員数	7
別表3 再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準	8
別表4 大規模建築物の用途別、規模別、 廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法	9
図1 保管場所の配置例	10
図2 容器の配置例	11
図3 資源置場（再利用保管場所）	11
図4 反転コンテナボックス配置例	13
（参考図・自動貯留機による方式）	14
【2】提出書類等	
用途別床面積内訳書記入例	15
容器数の算定表記入例	16・17
念書（見本）	18
廃棄物管理責任者選任届	19
【3】大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する条文抜粋	
①豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び 適正処理に関する条例（抄）	20
②豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び 適正処理に関する規則（抄）	23
【4】豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準	26

【1】廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領

豊島区に大規模建築物（中高層集合住宅建築物（以下、「中高層住宅」という。）を含む）を建設する場合は、豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例等に基づき、建築物又は敷地内に一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所を設置してください。また、大規模建築物の建設者は、規則に基づき廃棄物保管場所等設置届（以下、「設置届」という。）の提出が義務付けられています。

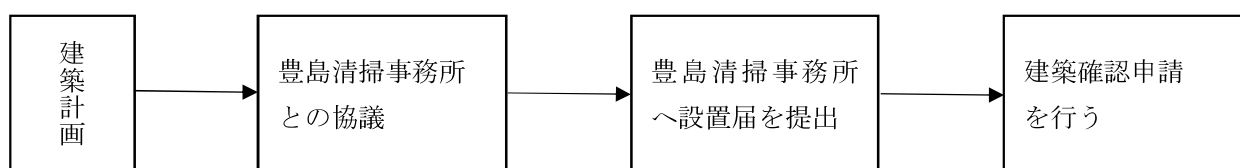
設置届の提出時期及び提出書類の作成は、次の要領により行ってください。

1. 設置届の提出時期

設置届は、建築物の計画段階で、即ち都又は区の**建築確認の申請を行う前に**、また中高層住宅については**事前協議書（建築課へ提出する書類）と同時期**に提出してください。

廃棄物保管場所・構造・保管設備の選定等については、事前に豊島清掃事務所と十分に協議してください。

《設置届提出までの流れ》



《提出先及び問い合わせ先》

豊島清掃事務所 豊島区池袋本町1-7-3 電話：03-3984-9681

2. 届出の対象となる建築物（ただし、豊島区内に限る。）

用途に関わらず、延べ床面積1,000㎡以上の建物、及び地階を除く3階建て以上かつ15

戸以上の中高層住宅とする。

3. 設置届提出の際の必要書類（太字の書類についてはこの要領に記載例があります）

次の①、②、③（正・副の２部）を、A4の紙ファイルに綴じて提出してください。

①廃棄物保管場所等設置届（別記第３号様式（第２１条関係））

※豊島清掃事務所にて、事前協議時にお渡しいたします。

②念書（P18）

清掃事務所と協議した内容、及び確認した内容を記載してください。

※①、②は建築者の押印が必要です。

③図面等

１．建築物の案内図（地図の写しで可）・配置図

２．建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの）

３．建築物の用途別床面積内訳書（P15）

４．建築物の各階平面図（用途、住戸面積等記載されているもの）

５．廃棄物保管場所等の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略できます）

６．運搬車通路詳細図（幅員、高さ、軌跡が記載されているもの）

７．容器数の算定表（P16・17）

８．廃棄物保管場所等の詳細図（平面図・立面図・断面図（縮尺５０分の１））

９．廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定求積図（８．で確認できれば省略できます）

※その他廃棄物保管場所等に関して必要と認める図面等

4. 提出書類作成の手順

I 廃棄物保管場所

（１）建築物の用途と規模を明確にしてください。

ア 「用途別床面積内訳書」（P15）により、用途ごとの床面積等の計算を明確にする。

その場合廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共用部分）と区別する。

イ 住宅部分の人員数は、原則として別表２「部屋面積別人員数」（P7）により算定する。

ただし、実際に使用する人員が確定する場合（例：会社の独身寮）は、その人員で算定する。

（２）建築物より発生する廃棄物の量を算定してください。

ア 原則として別表１「施設用途別廃棄物排出基準」（P7）により算定する。

ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は、豊島清掃事務所の了承を得た上でそのデータを用いて算定する。

イ 算定に当たっては、家庭系と事業系（事務所・店舗等）を区別する。

ウ 廃棄物の発生量は、同規模・同用途の建築物においても異なることが考えられますので、事前に豊島清掃事務所と十分打ち合わせしてください。

（３）算定した廃棄物の量を、可燃ごみ、不燃ごみごとに区分し、その割合を確認してください。

ア 家庭廃棄物の区分割合は、容器数の算定表（P16）を参照すること。

イ 事業系廃棄物の場合は、豊島清掃事務所の了承を得た上で過去のデータを用いて算定する。ただし、過去のデータがない場合は、容器数の算定表（P17）に記載の割合とする。

※（１）（２）（３）については、豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準（以下、「設置基準」という。）第８条（P30）を参照。

（４）廃棄物の収集方法、収集間隔を決めてください。

ア 家庭系は区の収集、事業系（事務所・店舗等）は原則として自己処理又は、一般（産業）廃棄物処理業者の収集です。

イ 収集間隔は、区で収集する場合は、原則として可燃ごみ１週２回・不燃ごみ２週１回です。粗大ごみは、申し込み制です。

ウ 事業系廃棄物で廃棄物処理業者が収集する場合は、契約により収集回数（形態）を決めてください。

(5) 廃棄物の保管設備を決めてください。

廃棄物の保管設備は、設置基準の第7条（P29）を基に、別表4「大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」（P9）の中から決める。

ア 容器による場合

設置基準の第6条（1）を参照してください。・・・P28

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下、「反転コンテナ」という。）の場合

設置基準の第6条（2）を参照してください。・・・P28

ウ 自動貯留排出機（以下、「貯留機」という。）の場合

設置基準の第6条（3）を参照してください。・・・P28

エ 車両搭載式コンテナの場合

設置基準の第6条（4）を参照してください。・・・P29

オ その他の設備の場合

設置基準の第6条（5）を参照してください。・・・P29

※保管設備の選定にあたっては、事前に清掃事務所と十分協議すること。

(6) 廃棄物保管設備の必要数を決めてください。

ア 容器については、「容器数の算定表」（P16）により算定する。

イ 反転コンテナについては、アに準じて算定する。

ウ ア・イ以外の方法による場合は、豊島清掃事務所と十分に協議する。

(7) 廃棄物保管場所の位置・構造等を決めてください。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集の作業の効率等を考慮して決めてください。

ア 設置基準の第3条（P26）から第5条（P27）を参照してください。

イ 図1（P10）から図4（P13）までの保管場所、容器、反転コンテナ等の配置例を参考にしてください。

(8) 粗大ごみ集積所を別に設置してください。

設置基準の第9条(P30)を参照してください。

(9) 廃棄物持出し場所を決めてください。

ア 運搬車が敷地内に進入する場合、容器の場合は図1(P10)を、反転コンテナの場合は図4(P13)を参照してください。その他の保管設備については、清掃事務所と十分協議してください。

イ 運搬車が敷地内に進入できない場合は、敷地内の道路に面した場所にしてください。

図1(P10)を参照してください。

II 再利用対象物保管場所

(1) 保管場所の最低必要面積を算出してください。

別表3「再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準」(P8)により算定する。

ただし、算出にあたっては、次のことに注意してください。

(ア) 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積とすること。

(イ) 用途欄に記載された用途以外の建築物(倉庫、駐車場等)の場合は、豊島清掃事務所と十分協議を行い、了承を得た上で類似の用途を用いて算出すること。

(ウ) プラスチック保管場所の最低必要面積は、P16の容器数の算定表を参照すること。

(2) 保管場所の位置・構造等を決めてください。

設置基準の第11条(P31)、及び設置基準の第12条(P31)を参照してください。

(3) 再利用対象物の持出し場所を決めてください。

原則、廃棄物持出し場所と同じ位置にしてください。

5. 維持管理等

大規模建築物の所有者(以下「所有者」という。)の方は、建築物が竣工後、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

- 1 所有者は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。
この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- 2 所有者は、廃棄物・再利用対象物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- 3 所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が設置基準に適合しないこととなったときは、すみやかに該当基準に適合させるための措置を講じること。
- 4 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときはこれを設置するとともに、適正に管理すること。

※なお、事業用大規模建築物(事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物)の所有者の方は、「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「**廃棄物管理責任者選任届**」及び「**事業用大規模建築物における再利用計画書**」を提出することになっておりますので、建築物竣工後、豊島清掃事務所に速やかに提出するようお願いいたします。

別表 1 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1日当たりの排出基準
住 宅	1kg／人
事 務 所 ビ ル	0. 04kg／m ²
文 化 ・ 娯 楽 施 設	0. 03kg／m ²
飲 食 店 ・ 食 堂 ・ 厨 房 等	0. 20kg／m ²
物 品 販 売 (デパート、スーパー等)	0. 08kg／m ²
ホ テ ル	0. 06kg／m ²
学 校	0. 03kg／m ²
病 院、診 療 所	0. 08kg／m ²
駐 車 場	0. 005kg／m ²
鉄 道 駅 舎	0. 005kg／乗客数
流 通 セ ン タ ー	0. 03kg／m ²

別表 2 部屋面積別人員数

部屋面積	人員数
～20m ²	1. 0人
～30m ²	1. 5人
～40m ²	2. 0人
～50m ²	2. 5人
～60m ²	3. 0人
60m ² 以上	4. 0人

※寄宿舍、学生寮等については、面積に関わらず1人計算

別表 3 再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準

用途 \ 対象延床面積		1,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上、50,000㎡未満	50,000㎡以上、100,000㎡未満	100,000㎡以上
1. 事業用	事務所	4㎡以上	$4 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積}-10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 3 \text{ ㎡}$ 以上	$16 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積}-50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2 \text{ ㎡}$ 以上	26㎡以上
	飲食店				
	学校				
	病院・診療所				
	店舗	$4 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積}-10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 4 \text{ ㎡}$ 以上	40㎡以上		
	ホテル				
	文化・娯楽施設等 流通センター	3㎡以上	$3 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積}-10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2 \text{ ㎡}$ 以上	$11 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積}-50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 1 \text{ ㎡}$ 以上	16㎡以上
2. 住居用	1戸当たり0.1㎡以上＋プラスチック保管設備（原則60ℓポリ容器）の保管必要面積				
1. 2. それぞれ作業スペースを確保すること					

注1：上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注2：対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注3：主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。

注4：事業用途部分の対象延床面積が1,000㎡以上10,000㎡未満の複合建築物については、事業用途に基づき最低必要面積は4㎡以上とすること。

注5：事業用途部分の対象延床面積が10,000㎡以上の複合建築物については、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上とすること。

注6：算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類					粗大ごみ 集積所	処 理 方 法			備 考
			容器	反転コンテナボックス	自動貯留排出機	車両搭載式コンテナ	その他		豊島区	自己処理	許可業者	
区の収集運搬業務の提供を受ける場合	100戸以上	可燃ごみ		※○	○			○	○			一廃： 一般廃棄物 処理業者 産廃： 産業廃棄物 処理業者
		不燃ごみ	○						○			
	100戸未満	可燃ごみ	○	※○	○			○	○			
		不燃ごみ	○						○			
区の収集運搬業務の提供を受けない場合	排出日量1,000kg以上	一般廃棄物			○	○	○	○		○	一 廃	
		産業廃棄物			○	○	○			○	産 廃	
	排出日量1,000kg未満	一般廃棄物	○	○	○	○	○	○		○	一 廃	
		産業廃棄物	○	○	○	○	○			○	産 廃	

※新大型特殊車のみ（P10参照）

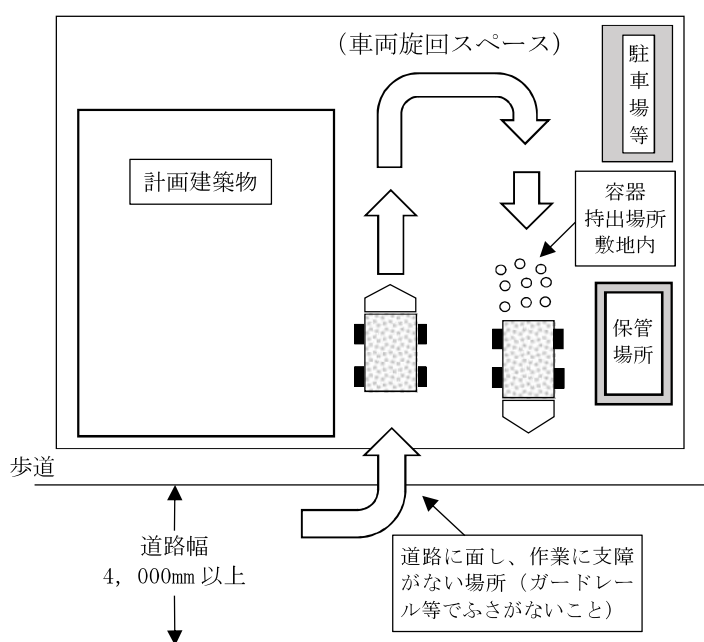
図1 保管場所の配置例

道路に面し、敷地内に運搬車が進入して作業できる位置に設置するものとし、収集日に歩道上等に持ち出すことのないようにすること。

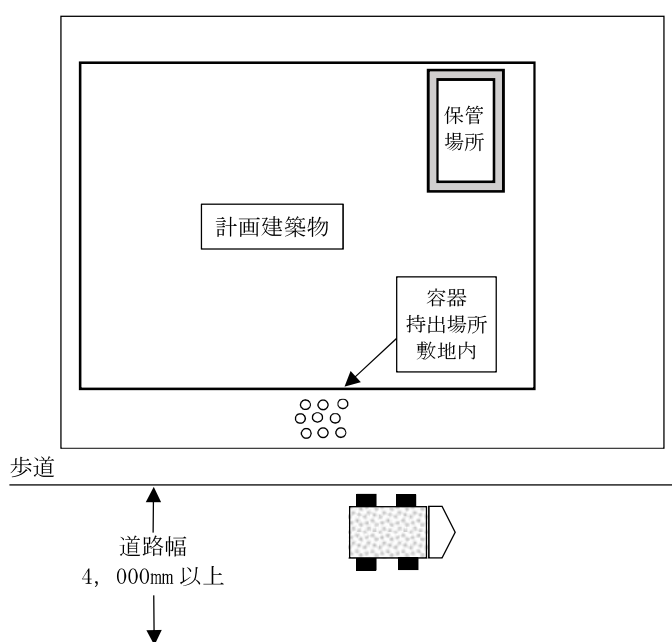
なお、持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。

具体的には、下図を参考にすること。

①運搬車が敷地内に進入できる場合(旋回スペースを確保)



②運搬車が敷地内に進入できない場合



※車体寸法及び重量

区分	新大型特殊車	小型プレス車	備考
全長	6,940mm	5,320mm	・製作誤差は、運輸省通達で全長±50mm、全幅±30mm、全高±60mmとなっています。 ・新大型特殊車の傾倒装置付車両が反転コンテナボックスから廃棄物を収集します。傾倒装置付の全長には傾倒装置分の100mmを加えてください。 ・各車両の全幅、全長にはバックミラーを含んでいません。
全幅	2,300mm	1,920mm	
全高	2,800mm	2,310mm	
車両総重量	10,960kg	6,705kg	

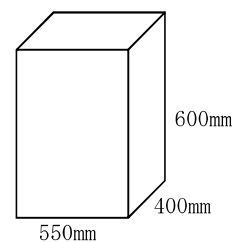
図2 容器の配置例

ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にすること。

丸型ポリ容器（60 リットル） ……直径 600mm

角型ポリ容器（60 リットル） ……400mm×550mm×600mm

（一辺）×（一辺）×（高さ）



容器の規格はメーカーによって異なるため、カタログを添付すること。

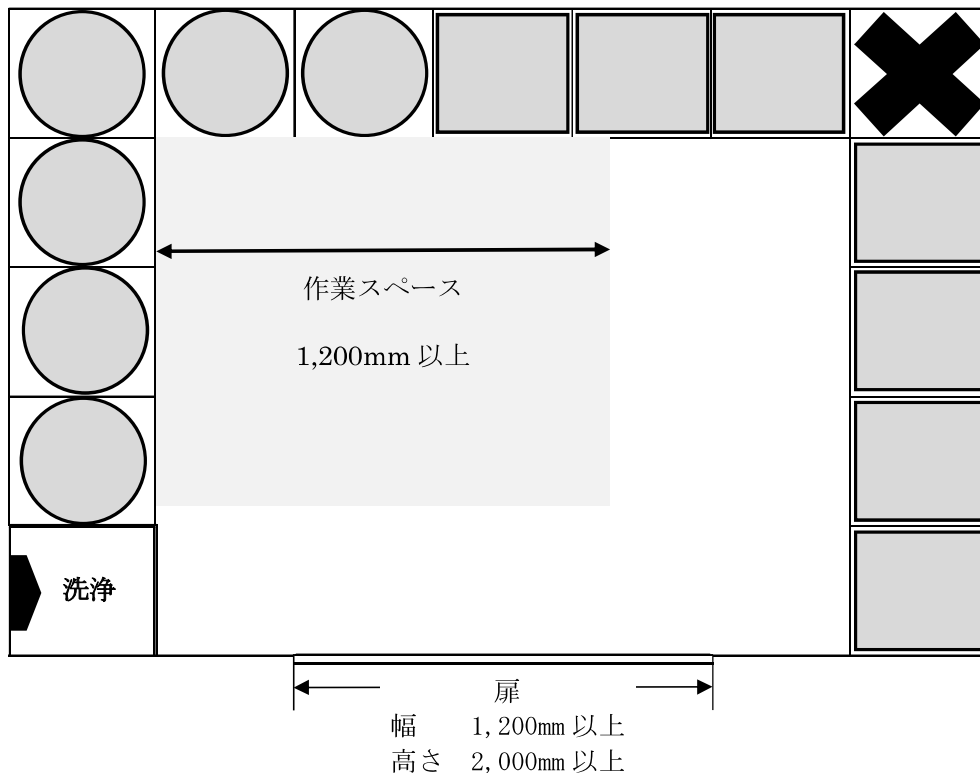


図3 資源置場（再利用保管場所）

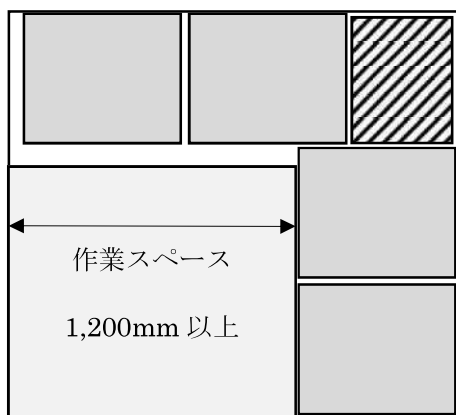
図2と同様に設置すること。

保管場所の必要面積は、戸数当り 0.1 m²以上+プラスチック保管設備（原則60ℓポリ容器）とする。

事業系の資源置場の大きさはP8の計算式を参照。

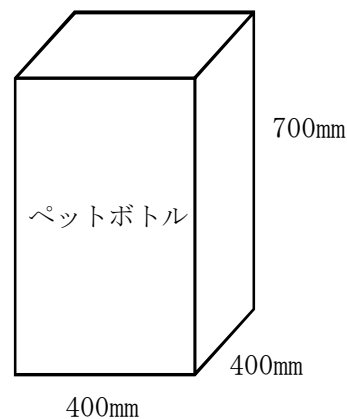
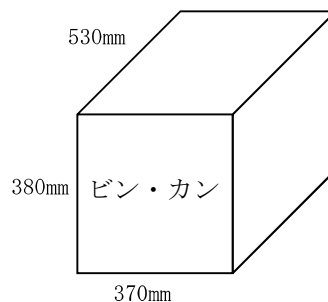
※容器等を置く棚は一般ゴミと同様に二段にする。

ビン・缶・ペットボトルを分別するコンテナ及び角型容器を選択した場合、斜線の部分は個数に含めないものとする。



資源用コンテナ（ビン・カン） ……370mm×380mm×530mm

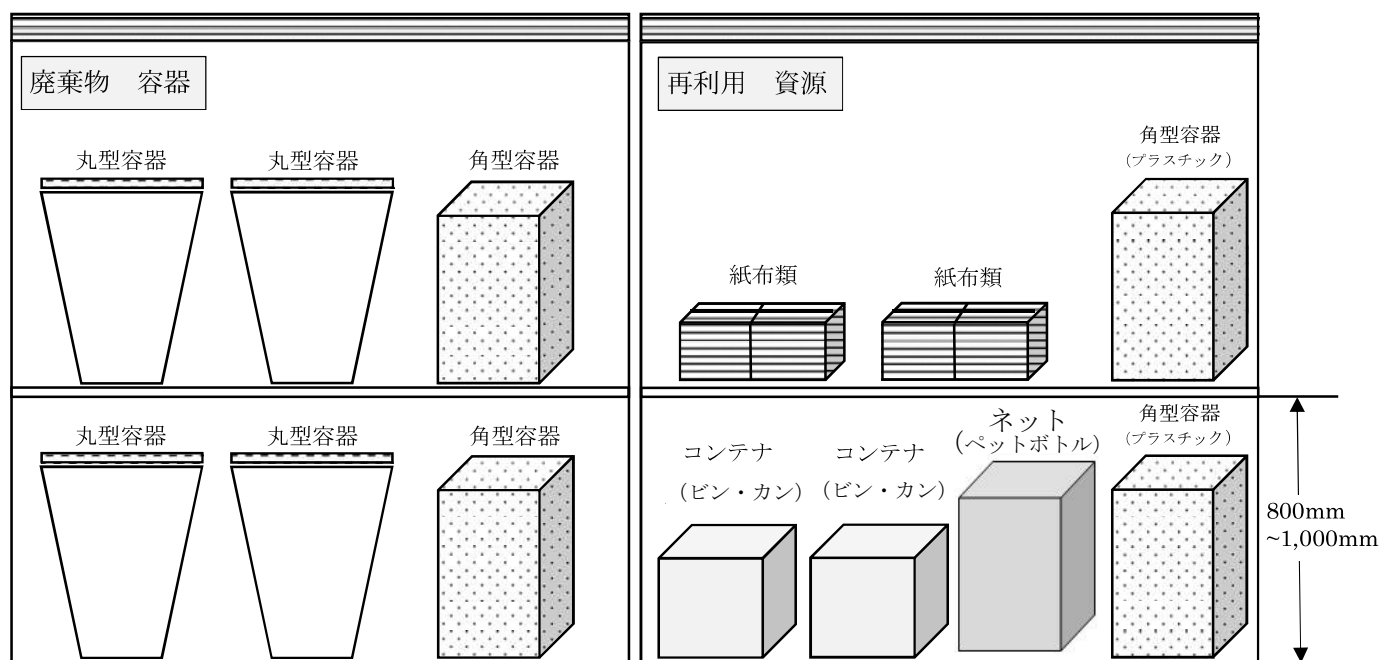
自立式資源用ネット（ペットボトル） ……400mm×400mm×700mm



断 面 図

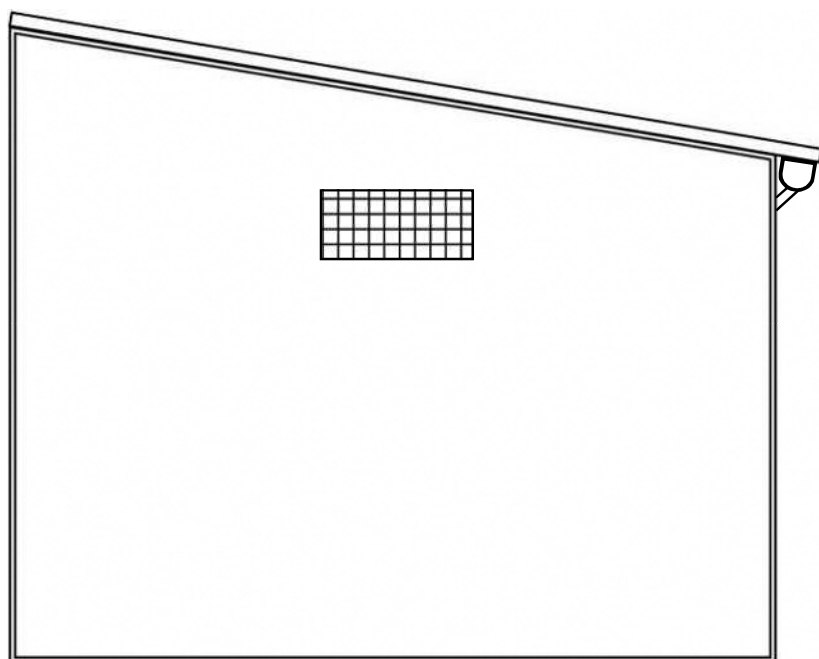
①可燃・不燃

②資源



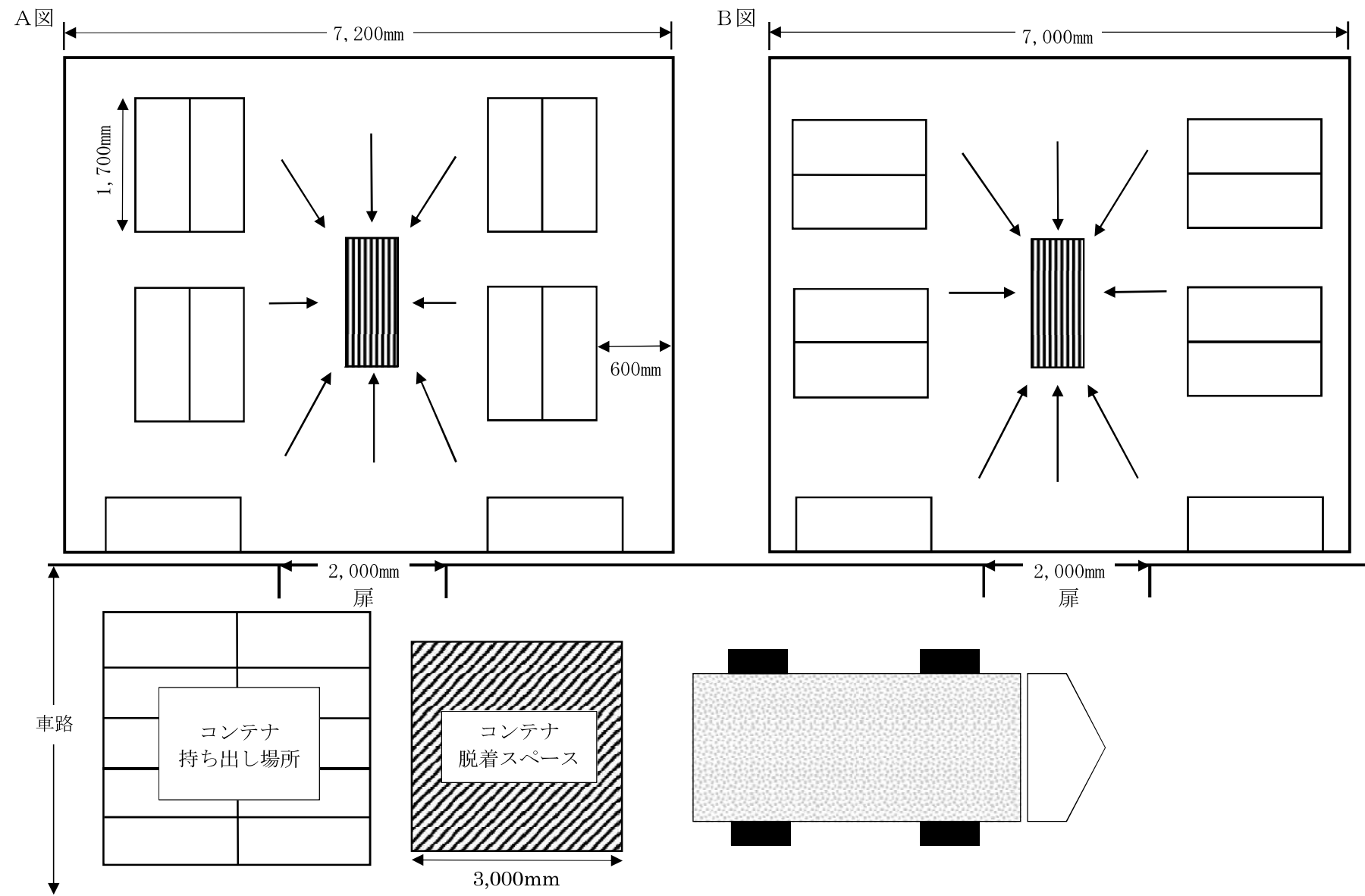
- 1 2段構造の場合、棚の高さは800mm～1,000mmとする。
- 2 天井の高さは、2,000mm以上確保すること。

側 面 図



- 1 屋根は必ず設置すること。
- 2 換気口 (扇) を設置すること。

図4 反転コンテナボックス配置例（入居戸数200戸 コンテナボックス10台設置する場合）

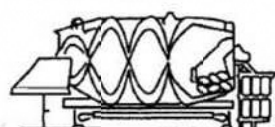


参考図 自動貯留機による方式

1. ドラム方式

ごみの流れ（反転投入装置付、設置階投入型の場合）

(1) 貯留状態－1



反転投入装置により、ごみを投入する。

(2) 貯留状態－2



ドラムの回転により、ドラムはごみを引き込み、出口方向へ移送する。

(3) 貯留状態－3



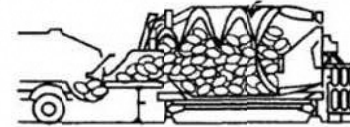
反転投入装置により、ごみを投入する。

(4) 貯留状態－4（満量）



ごみの投入と、ドラムの回転が繰り返しおこなわれ、満量になる。

(5) 排出状態



ドラムの回転により、ごみを収集車に積み替える。

2. スクリュー方式

ごみの流れ（反転投入装置付、設置階投入型の場合）

(1) 貯留状態－1



反転投入装置により、ごみを投入する。

(2) 貯留状態－2



投入スクリュが自動的に定時間作動して、ごみを貯留室の前方へ移送する。

(3) 貯留状態－3



反転投入装置により、ごみを投入する。

(4) 貯留状態－4（満量）



(2)(3)の操作が数回繰り返されて、ごみが満量になる。

(5) 排出状態



スクリュの回転により、ごみを収集車に積み替える。

3. ごみの投入方式

1. 設置階投入型

（定容量バスケット方式）



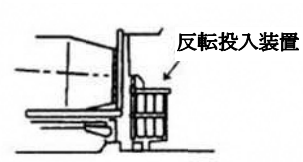
2. 設置階投入型（後扉方式）



※後扉には観音開き型と1枚開き型がある。

3. 設置階投入型

（コンテナ反転投入方式）



※コンテナ差込み方向は、後方と側方がある。

階	延床面積	住宅				店舗			店舗			事務所		共有部分等面積
		床面積	人員	戸数	総人員	業種	戸数	床面積	業種	戸数	床面積	戸数	床面積	
地下3階	1172.18													1172.18
地下2階	4431.31													4431.31
地下1階	1286.68													1286.68
1階	1623.08					物販	1	534.04	飲食	1	450.3			638.74
2階	1260.15											11	630.63	629.52
3階～4階	2083.16	59.04×13戸	3	13戸×2階	39×2									274.06×2 =548.12
		767.52×2階 =1535.04			78									
5階～9階	5206.00	59.02×13戸	3	13戸×5階	39×5									273.94×5 =1369.70
		767.26×5階 =3836.30			195									
10階～20階	11449.7	54.75×14戸	3	14戸×11階	42×11									274.38×11= 3018.18
		766.5×11階 =8431.50			462									
21階	1012.54	68.54×9戸 =616.86	4	9戸	36									395.68
22階	1012.54	56.80×13戸 =738.4	3	13戸	39									274.14
23階～31階	9104.31	74.09×10戸	4	10戸×9階	40×9									270.69×9 =2636.21
		740.9×9階 =6668.10			360									
32階～38階	7080.22	82.58×9戸	4	9戸×7階	36×7									268.24×7 =1877.68
		743.22×7階 =5202.54			252									
R1階	106.96													106.96
R2階	92.35													92.35
合計	46921.16	27028.74		420戸	1422人			534.04			450.30		630.63	18277.45

容 器 数 の 算 定 表

記 入 例 (住居用)

用途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃（・プラスチック）の割合×収集間隔÷容器容量＝㉑	最低必要個数	予備率の加算	必要個数
住 宅	可 燃	〔 85 〕 人 × 〔 1 〕 k g × 0.60 × 〔 3 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 10. 2 ①	11 個	(㉑の①+㉑の②) × 1.4	24 個
	不 燃	〔 85 〕 人 × 〔 1 〕 k g × 0.03 × 〔 12 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 2. 0 ②	2 個	=㉒ 17. 08 個	
	プラスチック	〔 85 〕 人 × 〔 1 〕 k g × 0.15 × 〔 6 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 5. 1 ③	6 個	㉑の③ × 1.4 = ㉒ 7. 14 個	
	可 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.6 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ④	可燃 ㉑の ④+⑥+⑧+⑩ = 個 不燃 ㉑の ⑤+⑦+⑨+⑪ = 個	(㉑の④～⑪の合計) × 1.4 =㉒ 個	
	不 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.2 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑤			
	可 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.6 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑥			
	不 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.2 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑦			
	可 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.6 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑧			
	不 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.2 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑨			
	可 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.6 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑩			
	不 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.2 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑪			
最低必要個数合計			19	必要個数合計	24 個

<算定上の注意>

- 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
- 2 基準要素の総計は住宅の場合は総員数、事務所等は有効面積を記入する。
- 3 収集間隔は実態により記入する。（住宅は可燃3日・不燃12日・プラスチック6日）
- 4 容器1個当りの容量は原則として15kg（60ℓ）を基準とする。
- 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区分する。
事業系の用途が複数の場合、一括収集であれば㉑の④～⑪を合算して必要個数等を算出し、個別収集であれば各事業者毎に算出する。
- 6 ㉑は、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数は㉑を切り上げる。
- 7 必要個数は㉒の小数点を切り捨てる。
- 8 予備率は、40%を確保する。
- 9 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

容 器 数 の 算 定 表

記 入 例 (複 合 用)

用途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃（・プラスチック）の割合×収集間隔÷容器容量＝①	最低必要個数	予備率の加算	必要個数
住 宅	可 燃	〔 1. 422 〕 人 × 〔 1 〕 k g × 0.60 × 〔 3 〕 日 ÷ 〔 250 〕 k g = 10. 2 ①	11 個	①の①×1.4＝② 14. 3	14 m ³
	不 燃	〔 1. 422 〕 人 × 〔 1 〕 k g × 0.03 × 〔 12 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 34. 1 ②	35 個	①の②×1.4＝③ 47. 7	47 個
	プラスチック	〔 1. 422 〕 人 × 〔 1 〕 k g × 0.15 × 〔 6 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 85. 3 ③	86 個	①の③×1.4＝④ 119. 4	119 個
店 舗 (物 販)	可 燃	〔 534.04 〕 m ² × 〔 0. 08 〕 k g × 0.6 × 〔 1 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 1. 7 ④	可燃 ①の ④＋⑥＋⑧＋⑩ ＝ 8 個 不燃 ①の ⑤＋⑦＋⑨＋⑪ ＝ 3 個	(①の④～⑪の合計) ×1.4 ＝⑤ 13. 7 個	13 個
	不 燃	〔 534.04 〕 m ² × 〔 0. 08 〕 k g × 0.2 × 〔 1 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 0. 6 ⑤			
店 舗 (飲 食)	可 燃	〔 450.30 〕 m ² × 〔 0. 2 〕 k g × 0.6 × 〔 1 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 3. 6 ⑥			
	不 燃	〔 450.30 〕 m ² × 〔 0. 2 〕 k g × 0.2 × 〔 1 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 1. 2 ⑦			
事務所	可 燃	〔 630.63 〕 m ² × 〔 0. 04 〕 k g × 0.6 × 〔 2 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 2. 0 ⑧			
	不 燃	〔 630.63 〕 m ² × 〔 0. 04 〕 k g × 0.2 × 〔 2 〕 日 ÷ 〔 15 〕 k g = 0. 7 ⑨			
	可 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.2 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑩			
	不 燃	〔 〕 m ² × 〔 〕 k g × 0.6 × 〔 〕 日 ÷ 〔 〕 k g = ⑪			
最低必要個数合計			132 個	必要個数合計	179 個

< 算定上の注意 >

- 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
- 2 基準要素の総計は住宅の場合は総員数、事務所等は有効面積を記入する。
- 3 収集間隔は実態により記入する。（住宅は可燃3日・不燃12日・プラスチック6日）
- 4 容器1個当りの容量は原則として15kg（60ℓ）を基準とする。
- 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区分する。
事業系の用途が複数の場合、一括収集であれば①の④～⑪を合算して必要個数等を算出し、個別収集であれば各事業者毎に算出する。
- 6 ①は、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数は①を切り上げる。
- 7 必要個数は⑤の小数点を切り捨てる。
- 8 予備率は、40％を確保する。
- 9 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

念

書

(見本)

私は

に建設します建築物（名称）

) の廃棄物保管場所及び

記

- 1 廃棄物容器保管場所に収集車両（清掃車）が進入又は横付け出来ませんので、収集日当日に責任をもって容器を別図（配置図、平面図）場所まで持ち出します。収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。

- 1 ごみ収集日には、当建築物から排出されるごみを、ごみ容器により、ビル管理者が責任をもってごみ集積所へ一括して持ち出し、収集後速やかに洗浄し、保管場所に格納いたします。

- 2 廃棄物保管場所、再利用対象物保管場所、ごみ容器等の持ち出し場所及び容器等は、常に清潔を保つとともに、その管理について管理組合に委託することをお約束いたします。

- 3 ごみ容器の取扱い及びごみ容器の持ち出し場所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決することをお約束いたします。

- 4 廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所の面積に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに保管場所を増設するとともに、必要な数のごみ容器を増やします。

- 5 事業系廃棄物については、保管容器数算定表に記載の収集間隔（必要回数）を遵守し、別添契約書に記載の委託業者が責任をもって収集いたします。

- 5 事業系廃棄物については、業者による収集とします。まだ委託業者が決まっておりませんので、後日契約書の写し及び、業者の許可書の写しを提出いたします。

- 6 当建築物の完成後に「廃棄物管理責任者」を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」を豊島清掃事務所に提出いたします(1,000㎡以上で事業系ビルに限る)。

- 7 建築物を分譲、又は管理を別の事業者へ委託する際は、上記の事項を責任をもって引継ぎいたします。

年 月 日

豊島区長様

建築主 住所

氏名

印

廃棄物管理責任者選任届

年 月 日

豊島区長あて

建 築 物 名 称
建築物所在地
所 有 者 住 所
所 有 者 氏 名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第 45 条第 2 項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を下記のとおり選任したので、届け出ます。

選 任 年 月 日		年 月 日	
新 任 者	会 社 名		
	所 在 地	〒	
	所属名・職名		
	ふ り が な		
	氏 名	※廃棄物管理責任者講習会受講歴 有 ・ 無 受講年月日及び修了番号 年 月 日（証第 号）	
	電 話 番 号		
	(内線)		
前 任 者	氏 名		
事 由	・ 人事異動のため ・ その他（ ）		

※所有者は、新任の廃棄物管理責任者を選任した日から 6 か月以内に廃棄物管理責任者講習会に出席させ、所定の講習を受けさせなければなりません。

【3】大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する条文抜粋

① 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量 及び適正処理に関する条例（抄）

平成12年4月1日施行

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第35条 事業者は、建物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業者は、排出する事業系一般廃棄物を前項に規定する保管場所に集めなければならない。

（大規模建築物の建設者等の義務）

第44条 大規模建築物（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、一般廃棄物の保管場所及び保管設備並びに再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、大規模建築物の建設者は、保管場所等について、規則で定めるところによりあらかじめ区長に届け出なければならない。

2 区長は、保管場所等（再利用対象物の保管場所については、大規模建築物のうちその事業用途に供する部分の床面積の合計が規則で定める基準に該当するもの（以下「事業用大規模建築物」という。）に設置されるものを除く。）について、大規模建築物の建設者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、必要な措置を命じることができる。

3 大規模建築物の占有者は、当該建築物から排出される一般廃棄物及び再利用対象物を保管場所等を集めるとともに、一般廃棄物の減量に関し当該建築物の所有者に協力しなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者の義務）

第45条 事業用大規模建築物の所有者は、再利用の促進等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用対象物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第46条 区長は、事業用大規模建築物の建設者が、再利用対象物の保管場所について

第44条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までの規定に違反していると認めるときは、当該建設者又は所有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第47条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の建設者又は所有者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第48条 区長は、前条第1項の規定による公表をした後において、事業用大規模建築物の建設者又は所有者が、なお、第46条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指

定する処理施設への搬入を禁止することができる。

(罰則)

第 6 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(5) 第 4 4 条第 2 項の規定による命令（一般廃棄物の保管場所及び保管施設に係るものに限る。）に違反した者

第 7 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第 4 4 条第 1 項の規定による届出（一般廃棄物の保管場所及び保管設備に係るものに限る。）をしなかった者

② 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量

及び適正処理に関する規則（抄）

平成１２年４月１日施行

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第１２条 条例第３５条第１項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （１）事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- （２）事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- （３）事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、雨水が流入するおそれがないようにすること。
- （４）ねずみが生息し、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- （５）作業の安全を確保するために、換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- （６）運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- （７）豊島区（以下「区」という。）の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管設備を設置すること。この場合において、保管設備は、運搬車への積込みが容易な構造であること。
- （８）保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管設備の取扱いその他注意事項を表示すること。

（大規模建築物の一般廃棄物保管場所等）

第２１条 条例第４４条第１項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積１，０００平方メートル以上の建築物とする。

- ２ 条例第４４条第１項の規則で定める一般廃棄物の保管場所及び保管設備に係る基準は、第１２条各号に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管を確保できること。
- (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が、安全かつ容易にできること。

3 条例第44条第1項の規定による届出は、廃棄物保管場所等設置届（別記第3号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

4 条例第44条第2項に規定する保管場所等に係る命令は、処分の理由及び内容を記載した書面により行う。

（大規模建築物の再利用対象物保管場所）

第22条 条例第44条第1項及び第45条第4項の規則で定める再利用対象物の保管場所に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管を確保できること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、雨水が流入する恐れがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、排出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、区長が別に定める基準に適合すること。

（事業用大規模建築物）

第23条 条例第44条第2項の規則で定める基準は、1,000平方メートル以上とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第24条 条例第45条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一つの事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時

に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する２以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、１人の廃棄物管理責任者が当該２以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

３ 条例第４５条第２項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任をした日から３０日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第４号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第２５条 条例第４５条第３項の規定による再利用に関する計画は、年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）ごとに作成し、事業用大規模建築物における再利用計画（別記第５号様式）により５月３１日までに提出しなければならない。

（改善勧告）

第２６条 条例第４６条に規定する勧告は、勧告の理由及び内容を記載した書面により行う。

（公表）

第２７条 条例第４７条第１項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、建設者又は所有者の氏名、公表の理由その他必要な事項について行う。

（収集拒否等）

第２８条 区長は、条例第４８条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の建設者又は所有者に対し、処分の理由及び内容を記載した書面により通知する。

【４】豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準

(趣 旨)

第１条 この基準は、豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例（平成１２年豊島区条例第４８号。以下「条例」という。）第４４条及び同規則（平成１２年豊島区規則第４３号。以下「規則」という。）第２１条及び第２２条の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第２条 この基準において「廃棄物保管場所等」とは、一般廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下、「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下、「粗大ごみ集積所」という。）及び再利用対象物を保管する場所（以下、「再利用対象物保管場所」という。）をいう。

(廃棄物保管場所等の位置に関する基準)

第３条 廃棄物保管場所等の位置に関する設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物１棟につき、１箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される一般廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (2) 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等十分考慮すること。
- (3) 通路に接続する部分は、水平かつ通路と同一平面であること。
- (4) 運搬車が敷地内に進入し廃棄物を搬出する場合は、通行に支障のない高さ・幅員を確保し、運搬車が通り抜け（旋回）できる場所にすること。また、積み込み作業時に運搬車が道路に突出しない場所に持ち出し場所を確保すること。
- (5) 運搬車が敷地内に進入できない場合は、敷地内の道路に面した場所に廃棄物持ち出し場

所を確保すること。

(廃棄物保管場所の構造基準)

第4条 廃棄物保管場所の構造基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 周囲と調和し、飛散及び臭気の流出を防ぐため、屋根・囲い・扉を設け堅牢な構造であること。
- (2) 出入口の幅及び高さは、次のとおりとすること。
 - ア 容器を保管設備とする場合は、幅を 1,200mm 以上、高さを 2,000mm 以上とすること。
 - イ 反転コンテナを保管設備とする場合は、幅を 2,000mm 以上、高さを 2,000mm 以上とすること。
 - ウ 貯留機を保管設備とする場合は、幅を 3,500mm 以上、高さを 3,000mm 以上とすること。
- (3) 家庭系廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (4) 一般廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できること。
- (5) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配を付ける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (6) 換気及び採光ができる構造にすること。
- (7) 作業スペースは、通路等ではなく保管場所内とし、他の用途と兼用しないこと。かつ、保管設備から 1,200mm 以上確保すること。
- (8) 保管設備が貯留機の場合は、運搬車が、内部へ進入又は横付けできる構造とすること。
- (9) 保管設備が貯留機の場合は、一般廃棄物の搬入、保管場所への投入若しくは運搬車への積み込み、及び清掃若しくは点検等必要な作業場所を確保する。

(廃棄物保管場所の附帯設備の基準)

第5条 廃棄物保管場所の附帯設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

- (2) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは800mm から 1,000mm までとすること。
- (3) 一般廃棄物保管設備の配置・仕切り等で種類に応じて適切な保管ができること。
- (4) 保管場所に反転コンテナを使用する場合は、脱着スペース及び反転コンテナ持ち出し場所を確保すること。(反転コンテナ対応車両は新大型特殊車のみ)
- (5) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- (6) 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
- (廃棄物保管設備に関する基準)

第6条 廃棄物保管設備に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 容器の場合

ア 規則第7条1項に規定する基準に適合すること。

イ 容量は、60リットルとすること。

(2) 反転コンテナの場合

ア 容量は、0.7立方メートルとすること。

イ 大きさは、次のとおりとすること。

本体	横幅	1,360±10ミリメートル
	奥行き	590±10ミリメートル
	高さ	890±10ミリメートル
傾倒軸	長さ	1,574±10ミリメートル
	高さ	685±10ミリメートル

ウ 材質は、FRP 又は、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

エ 折りたたみ式のふたをつけること。

オ 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。

カ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

(3) 自動貯留排出機の場合

ア 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。

イ 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

ウ 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、及び騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

エ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調整機能を有すること。

オ 運搬車への排出の際に、一般廃棄物の飛散又は落下等がないこと。

カ 原則として、一般廃棄物を圧縮する機能を有すること。

キ 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(4) 車両搭載式コンテナの場合

ア 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

イ 運搬車に適合する仕様であること。

ウ 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

(5) その他の設備の場合

ア 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

イ 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第7条 廃棄物保管設備の選定基準は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 住宅が100戸未満の場合、容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。

イ 住宅が100戸以上の場合、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 一般廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合、第6条に定める設備とす

ること。

イ 一般廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合、容器及び反転コンテナ以外の設備とすること。

(一般廃棄物の排出量の算定基準)

第8条 一般廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量は、原則として別表1の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所の下承を得た上で、そのデータを用いて算出するものとする。

(2) 住宅部分の人員数は、原則として、別表2の基準を用いて算出するものとする。
ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。

(3) 可燃ごみ及び不燃ごみの割合は、次のとおりとする。

ア 家庭廃棄物の場合は、20対1とする。

イ 事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の下承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、3対1とする。

(4) 一般廃棄物（粗大ごみを除く）の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

(粗大ごみ集積所の基準)

第9条 粗大ごみ集積所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物1棟につき1箇所設置すること。

ただし、これによりがたい時は清掃事務所と協議すること。

(2) 通路と共用でないこと。

(3) 種類・排出量及び保管日数等に応じて十分収納できる面積であること。ただし、最低3㎡以上とすること。

(再利用対象物保管場所の面積算出基準)

第 10 条 規則第 2 2 条第 2 号に定める再利用対象物の十分な収納を確保するための基準は、別表 3 のとおりとする。

(再利用対象物保管場所等の位置に関する基準)

第 11 条 再利用対象物保管場所等位置に関する設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用対象物を取りまとめて保管する場所は、この限りではない。
- (2) 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等十分考慮すること。
- (3) 通路に接続する部分は、水平かつ通路と同一平面であること。
- (4) 運搬車が敷地内に進入し再利用対象物を搬出する場合は、通行に支障のない高さ・幅員を確保し、運搬車が通り抜け（旋回）できる場所にする。また、積み込み作業時に運搬車が道路に突出しない場所に持ち出し場所を確保すること。
- (5) 運搬車が敷地内に進入できない場合は、敷地内の道路に面した場所に再利用対象物持ち出し場所を確保すること。
- (6) 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

(再利用対象物保管場所の構造／附帯設備等)

第 12 条 再利用対象物保管場所の構造／附帯設備等についての基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 周囲と調和し、飛散及び雨水の流入等を防ぐため、屋根・囲い・扉を設け堅牢な構造であること。
- (2) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配を付ける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。

- (3) 家庭系再利用対象物及び事業系再利用対象物が、各別に保管できること。
- (4) 種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにし、適切な保管ができること。
- (5) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- (6) 棚を設置する場合は、２段とし高さは800mmから1,000mmまでとすること。
- (7) 作業スペースは、通路等ではなく保管場所内とし、他の用途と兼用しないこと。かつ、保管設備から1,200mm以上確保すること。
- (8) 再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業スペースと兼用することができる。

(維持管理等)

第13条 大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、次に掲げる事項に留意し、廃棄物保管場所等の維持管理等に努めるものとする。

- (1) 所有者は、常に、廃棄物保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- (2) 所有者は、一般廃棄物及び再利用対象物の管理・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- (3) 所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、廃棄物保管場所等が当該基準に適合しなくなったときは、すみやかに該当基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 所有者は、出入口付近において歩行者等の危険防止のための設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(設置届の提出)

第14条 大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築確認申請書提出前に、豊島清掃事務所に、規則第21条第3項に定める廃棄物保管場所等設置（以下「設置届」という。）を提出しなければならない。

(届出内容の変更)

第 15 条 建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、新たに設置届を提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

注：①第 8 条にある別表 1 の基準とは P7 の「施設用途別廃棄物排出基準」、別表 2 の基準とは、P7 の「部屋面積別人員数」です。

②第 10 条にある別表 3 の基準とは P8 の「再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準」です。